

## 小笠原村立小笠原小学校いじめ防止基本方針

### I 策定の目的

小笠原村立小笠原小学校（以下「本校」という。）におけるいじめの根絶に向けて、児童の尊厳を保持するとともに、家庭、学校、地域、村その他関係機関の連携の下、実行あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、本校は、小笠原村いじめ防止基本方針を参酌し、本校の実情に応じた小笠原村立小笠原小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定する（いじめ防止対策推進法第 13 条 H25/9/28 施行）。

本校は、学校基本方針を策定した後、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるように努める。

### II いじめ防止対策推進法より

#### 1 いじめの定義（第 2 条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

#### 2 学校及び学校の教職員の責務（第 8 条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

### III いじめ防止のための本校の施策

#### 1 いじめ防止等に取り組む組織（学校いじめ対策委員会）

##### （1）組織

- ・本校は、教職員、スクールカウンセラー等により構成されるいじめ防止等を実効的に取り組む組織を設置する（法第 22 条）。
- ・当該組織は、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。また、校長を実質の長とし、生活指導部、管理職、スクールカウンセラーにより構成される。

##### （2）運営

月 1 回の開催として、月予定に組み入れる。また会の運営の中心（進行、取組の周知・進行管理等）は、生活指導主任が務める。

## 2 具体的な施策

### (1) いじめの未然防止（早期発見）

#### ①面談を中心とする取組

○年3回の面談（学級担任により、学期に1回実施）を活用し、必ず人間関係（いじめを含む）に関して触れるようにする。

#### ○スクールカウンセラーとの面談

4月から5月にかけて、5年生全員と面談を行う。また他学年は年間を通して希望者のみ随時面談を実施する。

#### ②開かれた学校づくり

○本校は、保健室の利用、電話相談窓口の周知等により児童及びその保護者がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。

#### ③ふれあい月間（年3回）との連携

#### ○道徳の授業との連携

ふれあい月間中に行う道徳の授業において、いじめに関する指導内容を扱い、学級集団や人とかかわり方について振り返り学習する機会とする。

#### ○調査（アンケート）の実施

児童の実態を把握するために、6月と11月に学校生活アンケートを実施する。

#### ④教職員の指導力の向上と組織的対応

#### ○いじめに関する研修の実施

教職員の指導力を向上させるために、年3回、研修会を行う。

- ・5月：いじめ防止基本方針に関する研修
- ・夏期休業中：いじめに関する研修
- ・2月：SCを含めた児童理解研修

#### ○児童理解

児童の変化に関する情報について、全ての教職員が円滑に情報を共有することができるよう、記録ファイルを作成する。

また、全ての教員により月1回人権教育プログラムにある「いじめ発見チェックシート」を活用し、複数の目で児童理解に努める。

#### ⑤児童会活動の啓発と支援

児童の意識を向上させるために、代表委員会による「あいさつ運動週間」や、「ユニセフ週間」等の取組を啓発し、支援する。

## ⑥保護者・地域・関係諸機関との連携

### ○学校サポートチームの設置

平素の地域との連携及びいじめ発生時の対応・支援をいただく組織として、学校サポートチームを編成する。

i 構成 学校（いじめ対策委員会）＋小笠原村教育委員会

小笠原警察署

民生児童委員

ii 運営 必要に応じて開催する。また、会の運営の中心（招集、進行、取組等）は副校長が務める。

### ○学校だよりや保護者会の活用

いじめに関する学校の取組や姿勢を伝え、理解を深めていただくとともに、共通理解の下、保護者・地域・関係諸機関からも情報が入りやすくなるような土壌づくりに努める。

## (2) 重大事態への対応

重大事態発生時には学校いじめ対策委員会が中心となって対処するが、学校・保護者・地域・関係諸機関が一丸となって対処する。

### 【重大事態の定義】（いじめ防止対策推進法第28条）

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

### ①被害児童に対して

- 当該児童に対する支援並びにその保護者に対する情報提供及び支援
- スクールカウンセラーによるケア
- 家庭での様子の把握

### ②加害児童への対応

- 当該児童に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言
- スクールカウンセラー及び警察、民生児童委員等との連携

### ③周囲への指導

- 学級全体の問題として、児童へ指導
- いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる取組
- いじめに関する緊急保護者会の実施
- 関係諸機関との連携（教育委員会への報告・相談、教育委員会からの指示を含む）
- マスコミ対策  
教育委員会との連携の下、窓口を一本化し（管理職）で対応する。